

自主的避難等対象区域（福島市）から県外に避難した申立人父について、勤務先の始業時刻が早く、避難により公共交通機関を利用して出勤するのが困難になったことを考慮して、生活費増加費用（通勤費増加費用）として、ガソリン代相当分に加え、自動車購入費用の一部（車両本体価格の1割程度）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,606,867円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金680,000円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年10月25日

（仲介委員 石井逸郎）

損害項目		期間	金額(円)
平成 23 年分			
精神的損害、生活費増加費用及び移動費用		平成 23 年 3 月から 同年 12 月末日	680,000
ガイガーカウンター購入費用			40,000
平成 24 年 1 月から平成 27 年 3 月分			
避難費用	面会交通費	平成 24 年 1 月から 平成 27 年 3 月	17,371
生活費増加費用	二重生活に伴う生活費増加分		60,000
	通勤費増加費用		975,568
避難雑費			758,000
合計			2,530,939
弁護士費用			75,928
総合計			2,606,867
既払金			680,000
総合計(既払金控除後)			1,926,867